

極 秘
無 期 限
字 5 部 の 内
3 号

秘密指定解除
情報公開室

大平外務大臣・姫鵬飛外交部長
会談（要録）

（1972年9月26日～27日）

一日中国交正常化交渉記録一

アジア局中国課

極秘

第三回外相会談

(最終会談であり、最も重要なもの)

日時 9月27日午後10:10～28日午前00:30

場所 迎賓館

出席者

(日本側) 大平 外務大臣

橋本 中国課長

通訳

(中国側) 姫鵬飛 外交部長

張香山 外交部顧問

通訳

(大平大臣) 本日の話し合いは夜の仕事になりました。

(姫外交部長) 私は夜の仕事に慣れている方です。

(大平大臣) 本日午前中の八達嶺、定陵の参観に際しては、姫外交部長に御案内頂いた。姫部長はお疲れのことと思う。

(姫外交部長) 疲れてはいない。

(大平大臣) 共同声明について、中国側で何かいい案が出たかうかがいたい。

(姫外交部長) 本日午後の事務レベルでの話し合いにより、次の諸問題が問題として残った。

第一番目の問題は、日本側提出の共同声明案の前文で述べられている、日本側の態度の表明に関する問題である。即ち、日本側が与えた戦争損害に対する日本側の反省表明の問題である。

次は「復交三原則」についての問題である。

第三番目の問題は、共同声明案本文での戦争状態終結に関する問題である。

極秘

次は戦争賠償についての表現の問題である。

最後に平和友好条約の締結についての問題、ならびにその他の各種協定締結についての問題がある。

これらの諸問題は両国外相間の討議事項であり、事務レベルでは、詳しい、突っ込んだ話し合いは行わなかった。

最後に、共同声明の表題については、総理により処理してもらおうこととしたい。

(大平大臣) 総理マターとして、本件を扱うことを意味するのか。

(姫外交部長) そのとおりである。中国側についていえば周恩来総理に処理を一任することになる。

そこで中国側の考え方を次に申し述べることにする。まず共同声明の表題について、本件表題は、共同声明の中国語テキストでは「中華人民共和国政府と日本国政府との共同声明」と修正し、反対に日本語のテキストの表現に置き換えれば「日本国政府と中華人民共和国政府との共同声明」と修正してはどうか。中国側がかかる表題を選んだ理由は、共同声明の内容自体が、単に国交正常化の一事を指しているのではなく、それ以上の幅広い問題を含んでいるからである。表題を国交正常化という字句で表現した場合、共同声明に含まれている全ての問題を包括することが出来なくなるからである。「中華人民共和国政府と日本国政府との共同声明」(或いは「日本国政府と中華人民共和国政府との共同声明」とした場合、包括する範囲が広がるからである。

(大平大臣) 表題については、上記の中国側の提案も含めて田中総理とともに研究したいと考えている。

(姫外交部長) 第二番目の問題は、共同声明の前文の中の、戦争により中国に与えた損害に対する日本側の態度表明の問題である。日本側案文によれば、共同声明の前文二段目において、「日本側は過去戦争によつてもたらされた苦しみと損害に対し深く反省の意を表明する」とされてい

極秘

る。然し中国側は、右の表現中、「苦しみ」という表現を除去し、同部分を「日本側は、過去戦争によつてもたらされた重大な損害に対して深く反省する」との表現をとることを提案する。

(大平大臣) それでは、「日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことに対して深い反省の意を表明した」との表現でよいのか。

(姫外交部長) 「日本側は、過去において日本が戦争を通じて中国人民にもたらした重大な損害の責任を深く反省する」との表現を採つてはどうか。

(大平大臣) 上記の中国側の案では、「反省の意を表明する」との字句が落ちているが、これについて中国側の意見をうかがいたい。

(姫外交部長) わざわざ「反省の意を表明する」との表現を用いることはない。「深く反省する」だけでも十分に意味がとおり、簡潔である。

(橋本課長) 「責任を深く反省する」との表現は日本語として何かちぐはぐな感じを与える。

(大平大臣) 上記の表現の中で、「責任」という言葉は何を具体的に指しているのか。

(姫外交部長) 損害を与えたことに対する責任を反省するということで、非常に明確な、はつきりしたものとなっている。

(大平大臣) 次に「復交三原則」の問題について話を進めてもらいたい。

(姫外交部長) 本問題については、次のような表現によつてはどうか、即ち、「日本側は、日本政府が中華人民共和国政府の提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現を計るという見解を確認する。中国側はこれを歓迎する」かかる表現に修正してはどうか。

極秘

(大平大臣) 上記の文章を共同声明の日本語テキストに直すと、「……を確認する。中国側はこれを歓迎するものである」と修正されるものと理解してよいかどうか。

(姫外交部長) そのとおり理解してよい。右はそもそも日本側の案文に沿って作成したものである。中国語としては余りすんなりとした中国語とはなっていない。

(大平大臣) 中国側の意見を最初に全部うかがった上で、一つ一つの問題につき改めて検討を進めてゆくこととしたいが、差し支えないか。

(姫外交部長) 結構である。

(大平大臣) 戦争状態終結の問題についての中国側の考えをうかがいたい。

極秘

(姫外交部長) この問題については、私は周恩来総理とともに長い時間をかけてあれこれ考えたが、その挙句考えついたのが次の方法である。つまり共同声明の前文の中に「戦争状態終結」の字句を入れる、即ち、声明前文の第一段に、右字句を入れるということである。即ち、同前文第一段で謳われている「両国人民はこれまで存在した不自然な状態……」の次に戦争状態の終結、中日国交正常化及び両国人民の願望の実現という三つの字句を全て名詞形で挿入する。その結果同箇所は「両国人民はこれまで存在した不自然な状態、……戦争状態の終結、中日国交正常化及び両国人民の願望の実現は中日両国関係史上に新たな一頁を開くであろう」という表現に修正される。

上述のごとき方法を採用することにより、戦争状態の終結は時間上の制限を受けなくなり、中日双方ともその問題についてそれぞれ異なった解釈を行いうる余地を生ずることとなる。

(大平大臣) では声明本文の第1項は不要となるのか。あるいは(それは)第1項を引出すためのものか。

(姫外交部長) 第1項が不必要となるのではない。前文において、名詞形により、「戦争状態の終結は……」と入れ、本文第1項において、「本声明が公表される日に、中国と日本との間の極めて不自然な状態は終了する」との字句を入れることにより、戦争終結の時期について、中日双方がそれぞれ異なった解釈を行ないうる余地が生じる。

また極めて不自然な状態が終結したということは、終結に伴い日中両国間の国交正常化が始まったことを意味する。

(大平大臣) 「極めて不自然な状態が終結する」ということは、かかる「不自然な状態」が終結した後も、幾分か不自然な状態が引続き残るということを意味するのか。

(姫外交部長) そういう意味ではない。「極めて不自然な状態が終結す

極秘

る」ということは、かかる不正常的な状態が完全になくなるということ
を意味している。

(大平大臣) 「極めて不正常的な状態が終結する」ということは、これを
日本語の語感で解釈すれば、極めて不正常的な状態が終結した後の段階
においても、その後も引続きある程度不正常的な状態が残るという意味
に受けとれる。従つて、「極めて不正常的な状態」という表現を、
「一切の」とかあるいは「全ての不正常的な状態」という風に変えて
はどうか。表現についての中国側の苦心の跡がうかがわれるが、この
問題は後程検討することとして、その他の残っている問題について中
国側の説明をうかがいたい。

(姫外交部長) 中国語の「極不正常的」(「極めて不正常的」の意)という
表現については、「極」という言葉は単に「不正常的」を修飾する
ものとして使われているのである。従つて、中国語の語感から言え
ば、「極めて不正常的な状態が終結した」ということは全ての不正常的
な状態が終熄したことを意味している。

(大平大臣) 日本語の語感では、右の表現は、どうしても「今後とも何が
しかの不正常的な状態が残る」という意味になる。従つて「極め
て」という字句を「これまでの」とか、あるいは上述の「一切
の」とかあるいは「全ての」という表現に改めてはどうか。

(姫外交部長) 只今の日本側提案について、今少し考慮・検討すること
としたい。

(大平大臣) 次は賠償請求の問題をとり上げるのか。

(姫外交部長) 本問題について中国側で検討した表現方法は次のとおりで
ある。即ち、「中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために、
日本国に対し、戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」。かかる表
現についての日本側の考えをうかがいたい。

(大平大臣) 日本側は右表現に同意出来ると考える。

極秘

右は中国側の好意によるものであると考えている。

(しばらくして)

次に平和友好条約の問題についてうかがいたい。

(姫外交部長) 本問題について中国側において検討した表現は次のとおりである。即ち、「中華人民共和国政府と日本国政府は、両国人民の平和と友好関係を発展させるため、交渉を通じて平和友好条約を締結することに合意した」とする。

(大平大臣) 中国側の表現には随分と苦心の跡がうかがわれる。平和友好条約締結の問題は、日本では国会マターである。本条約の締結について中国政府側も非常に強い意向を持っており、日本政府側もこれに反対の意見を持っているわけではない。ただし、上述のごとく、本問題は国会マターであるので、共同声明の表現としては、日本政府が国会に対して大変出過ぎたことをした、との印象を与えないような表現が望ましい。

かかる観点より、同部分の表現は、「平和友好条約を結ぶことを目的とする交渉を開始した」という表現を採用することが望ましいと考えるが、これについての中国側の考えをうかがいたい。

(姫外交部長) 「交渉を通じて平和友好条約を締結する」という表現と、「平和友好条約を結ぶことを目的とする交渉を開始する」という表現を比較した場合、その相違は奈辺にあるのか。

(大平大臣) 上述のとおり、締結は国会の権限に所属するものである。共同声明の表現を「条約の締結を目的として交渉に入る」ということにすれば、日本政府が出過ぎたことをしたとの印象を与えないで済む。

(姫外交部長) 平和友好条約を締結するということは国会の同意を必要とし、国会の責任になるのか。

極秘

(大平大臣) 国会が条約締結権を持っている。喩えて言えば、日本政府と国会の関係は、料理人とお客の間柄のようなもので、条約について、日本政府側が調理して国会に食べてもらうという手続を踏むこととなる。政府側で草案を用意し、これを国会にかけ、批准を得ることになる。従つて、共同声明の表現についても、「交渉を通じて平和友好条約の締結……」というダラダラ交渉するとき印象を与える字句ではなく、締結を目的とする交渉に入るといふ風な印象を与える表現がとられることが望ましい。

(姫外交部長) 交渉を通じ締結した条約は、国会の条約批准を必要とするのか。

(大平大臣) 国会で批准されなければ、一片の反故と同じである。

(姫外交部長) では平和友好条約締結を目的とする交渉を行なう権利は政府側にあるのか。

(大平大臣) その通りである。国会には交渉権はない。平和友好条約を目的とする交渉は国会の批准を必要としない。

(姫外交部長) 本問題についてはもう少し考慮、検討することとしたい。第9項の各種協定の問題に進みたい。

(大平大臣) 結構である。これについての中国側の意見をうかがいたい。

(姫外交部長) 中国側で検討した表現は次の通りである。即ち、「中華人民共和国政府と日本政府は両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大させるため、必要に基づき、また既存の民間の取決めを考慮しつつ、交渉を通じて、貿易、航海、航空、漁業等の協定をそれぞれ締結する」との表現によることが望まれる。

(大平大臣) 日本では、協定の中には、国会の承認を必要とするものと要しないものがある。この問題も前出の第8項目の平和友好条約と同様、国会マターの問題である。

(姫外交部長) では如何なる表現によればいいのか。

極秘

(大平大臣) 中国側の表現を借りると次の通りとなる。「中華人民共和国と日本国政府は両国間の関係を一層発展させ、人的交流の拡大のため、既存の民間協定に応じ、通商航海、航空、漁業関係の協定の締結を目的とする交渉を行うことに合意した」。かかる表現についての中国側の意見をうかがいたい。

(姫外交部長) 日本側のこの間の案では、「日本国政府と中華人民共和国政府は、両国の平和友好関係を強固にし発展させるため、外交ルートを通じて交渉を行うことによつて貿易、航海、航空、漁業等に必要な諸協定の締結を行う」とされている。

(大平大臣) 締結と交渉という字句をそれぞれ入れ替えればよい。

(姫外交部長) 外交ルートを通じて交渉を行うことによりこれらの諸協定の締結を行うことに合意した、との表現を採つてはどうか。

(大平大臣) かかる表現によつた場合、結局上記の中国側の草案通りとなる。日本側としては、締結することを目的として交渉を行うことに合意したという表現であれば、これを受け入れることが出来る。

(姫外交部長) かかる表現は一寸力が弱い。日本の法律では、締結後、国会の批准を受けられぬということもあるのか。

(大平大臣) その場合は反故と全く同じであり、何らの効力もない。

(姫外交部長) 国会の批准がなければ反故と同じか。

(大平大臣) 国会の批准を受ける前は、締結したのもも反故と同じである。

しかしながら、本件については、日本国政府が責任をもつて推し進めれば、国会での批准を得られることは問題ない。現在の自民党政権が日本国内の少数政党により構成されたものであれば、国会での批准を得ることは困難であるが、現在の自民党は国会で300余議席を持つ強力政党であり、国会での批准は問題ない。

(姫外交部長) 条約、協定についての交渉自体は国会の批准を必要としな

いのか。

(大平大臣) これは政府が持つ外交権に属するものであり、国会の批准を必要としない。

(姫外交部長) 中国側の案通り、交渉を通じて、貿易、航海、航空、漁業等の協定をそれぞれ締結するとの表現を採った場合、国会に対するいかなる侵犯となるのか。

(大平大臣) 条約或いはある一部の協定の締結の権限は国会にある。従つて、中国側の案の通り、交渉を通じて諸条約の締結を行うとの表現を採った場合、国会の持つ締結権を侵犯したこととなる。

(姫外交部長) 日本側の説明はよく理解出来た。日本側の案に同意する。

なお共同声明本文第4項の外交関係の樹立については、日本側の案通り、「中華人民共和国政府及び日本国政府は、1972年9月 日から外交関係を樹立することに決定した。両国政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけすみやかに大使を交換することを決定した」との表現を採ることに同意した。

(大平大臣) 感謝する。

(姫外交部長) 諸問題についての中国側の説明は以上の通りである。

(大平大臣) ではこれまで未解決の問題について検討したい。戦争責任に対する日本側の態度表明及び復交三原則の問題であるが、中国側の案によれば次の通りである。即ち、「日本側は過去において、日本が戦争を通じて中国人民にもたらした重大な損害の責任を深く反省する。また日本側は、日本政府が中華人民共和国政府の提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現を計るという見解を確認する。中国側はこれを歓迎する。」

上記の中国側の案に見られる「責任」という言葉についてうかがいたい。この「責任」という言葉には具体的な、ある何らかの特別な意

極秘

味が含まれているのではなく、単に、損害を与えたという事実に伴う責任を十分に反省しているという意味に理解してよいのか。つまり、文字通り損害を与え、責任を感じ、深く反省するという意味であると理解して差支えないか。

(姫外交部長) その通りである。

(大平大臣) その部分を「重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、反省する」という表現に変えてはどうか。

また復交三原則に関する部分の表現で、中国側の案では、「日本側は、日本国政府が中華人民共和国政府の提起した……」とされているが、「日本国政府が」という字句を削除した方がすつきりする。ここで言う「日本側」とは日本国政府を意味するので、「日本側は日本国政府が……」という表現は重複した表現となり、余りすつきりしたものではない。

(姫外交部長) 復交三原則の部分については、日本側が問題としているのは、その重複の部分だけであり、復交三原則に係る全体の内容については同意するのか。

(大平大臣) 内容については同意する。従って修正箇所としては、「痛感する」という言葉を入れ、復交三原則の部分では、「日本国政府が」という言葉を削除する。この二箇所となる。この二箇所を修正すれば日本側としては中国側の案に同意出来る。

(姫外交部長) しかしながら、中国語で考えると、先程の日本側の修正案では文章の主語がなくなってしまう。

(大平大臣) ここでは「日本側」という言葉が文章の主語となる。もし「日本側は、日本国政府が……」という重複した表現をとることとなると、再確認の問題となる。

(姫外交部長) では同部分について、「日本側は、中華人民共和国政府が提起した……を計るという見解を再確認する」という表現に修正するこ

極秘

ととする。(中国語では「日本方面重申……」との表現に修正される)

(大平大臣) 結構である。

(大平大臣) 戦争状態終結の問題については、中国側で日本側の意向をお含み頂き感謝する。

ただ、この部分についての日本側の案を述べると、「戦争状態の終結、日中国交正常化という両国人民の願望の実現は両国関係史上に新たな一頁を開くこととなろう。」という表現を採ることとしたい。中国側の案では「戦争状態の終結、日中国交正常化及び両国人民の願望は……」と三つの言葉が並列されているが、前の「終結」、「国交正常化」という二つの言葉は両国人民にかかる言葉である。従つてこの三つを並列的に置くのは重複することとなる。また後方で述べている「中日両国関係の歴史に新たな頁を……」の部分のうち「中日両国関係……」とあるのは、同一のセンテンスで言葉が重複することになるから、「両国関係の歴史に……」と簡潔な表現に変えては如何。

(姫外交部長) 日本側の提案を中国語に訳して表現すれば、「戦争状態の終結、中日国交正常化という上述の両国人民の願望の実現は……」となる。この表現ではどうか。

(大平大臣) 受け入れることが出来る。

共同声明本文第1項について、中国側の案による「極めて不正常的な状態……」という表現の中の「極めて」という言葉を何とかしてもらえないであろうか。その部分を「これまでの」という言葉に置き替えてはどうか。

(姫外交部長) 同意する。

日本側の修正をとり入れ、確認のため本文第1項をもう一度読み上げると、「中華人民共和国と日本国政府との間のこれまでの不正常的な

極秘

状態は、この共同声明が発出される日に終了する」となる。このような表現ではどうか。

(大平大臣) 同意する。

(姫外交部長) 次の問題に移ることとしたい。

(大平大臣) 賠償請求については中国側の案を受け入れることが出来る。

従つて、賠償の部分については、「中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために日本国に対し戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」との表現を採ると理解してよいか。

(姫外交部長) その通りである。

(大平大臣) これに同意する。

本文第8、第9項の問題をとり上げることとしたい。

(姫外交部長) 同部分については、「中華人民共和国政府及び日本国政府は、……平和友好条約締結についての交渉に入ることに合意する」との表現を採つては如何。

(大平大臣) かかる表現は適確ではない。日本語の感覚から言うと、かかる表現では、締結するのかもしれないのか不明確な印象を与える。従つて「平和友好条約の締結を目的として交渉を行なうことに合意した」との表現を採ると意味が明確となる。

(姫外交部長) 日本側の趣旨はよく解つた。同意する。

(姫外交部長) 右の部分「平和友好条約の締結を行なうことを目的とする交渉を行なうことに合意した」と変えることとする。ただし、同部分についての中国語文の表現について、中国側でもう少し工夫したい。

(大平大臣) 有難う。種々迷惑をかけて申し訳なかつた。

(姫外交部長) 迷惑とは思っていない。これは日中両国による共同作業である。

共同声明全体としては、これで一応まとまつたこととなる。

極秘

(大平大臣) 共同声明の表題については、先程、中国側より、「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」という提案が出されたが、これについて田中首相に報告のうえ、明朝9時までには田中首相の回答を中国側に伝えることとしたい。

(姫外交部長) 今晚これから起草委員会で修文を作成し、終了後、周総理に報告するとともに、同修文についての周総理の意見を聞くこととしたい。

(大平大臣) 日本側も同様、修文についての田中首相の意見を聞くこととなる。

(姫外交部長) 修文について周総理の方からも何らかの意見が出るやも知れないが、その節はよろしく願いたい。

ここで確認のために共同声明の構成について読み上げると次の通りとなる。

まず最初は、「日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国務院総理周恩来の招きにより、1972年9月25日から9月30日まで、中華人民共和国を訪問した」という言葉が来る。

第二段においては、毛主席と田中首相の会見を書き入れる。

その次には、会談を行なった参加者の名前を記入し、終始、友好、卒直な話し合いを行なった旨記述する。

その次から前文が始まる。前文は三つの文章により構成される。

まず第一は、「日中両国は、………両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう」という部分である。

第二の部分は、「日本側は、過去において………中国側は、これを歓迎するものである」という部分である。

第三は、「日中両国間には………アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである」という部分である。

その次から本文に入る。

第1項は、不正常的な状態の経緯を謳った部分。

第2項は、中華人民共和国政府を唯一の合法政府と認める旨謳った部分。

第3項は、台湾問題に関連する部分。

第4項は、国交樹立に関連する部分。

第5項は、戦争賠償請求の放棄に関する部分。

第6項は、主権及び領土保全の相互尊重等について謳った部分。

第7項は、日中国交正常化は第三国を対象とするものでない旨謳った部分。

第8項は、平和友好条約締結に関連した部分。

第9項は、貿易、海運、航空等の諸協定締結に関連する部分。

共同声明の構成は上述の通りで差支えないか。

また署名者は日中両国総理及び外務大臣(中国側は外交部長)となる。

(大平大臣) これに同意する。